

令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が廃止
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、獣医師が判断

お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより検査の要否を判断してください
- 死亡獣畜処理指示書に、判断結果と根拠を漏れなくチェック願います

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください

北海道十勝家畜保健衛生所：電話番号 0155-59-2021

東部BSE検査室：電話番号 0155-63-6338

西部BSE検査室：電話番号 0156-64-0050